

秋市選管告示第9号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年1月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長　古　谷　　薰

- 1 投票区　秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで
- 2 閉じる時刻　午後7時